


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和5年 1月 23日
滋賀県知事 三日月大造 殿		
		
提出者 住所 滋賀県甲賀市水口町さつかが丘13 氏名 関西ベストフーズ株式会社 工場長 秋葉 裕樹 電話番号 0748-63-2932		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	関西ベストフーズ株式会社	
事業場の所在地	滋賀県甲賀市水口町さつかが丘13	
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	09 食料品製造業	
②事業の規模	2021年度 生産量5633t	
③従業員数	150名	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥→再生処理業者に委託し肥料として再利用 食品残渣→再生処理業者に委託し飼料として再利用 廃プラスチック→汚れ無し包材ビニールは再生処理業者に委託しRPF化、汚れが付着した包材、その他の物については処分業者にて焼却、埋め立て 金属屑→処分業者にて再資源化 廃油→焼却、埋め立て	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添「管理体制図」の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 03年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 工程内不良等の原料ロスの削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、包材ロスの削減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各廃棄物、引き取り先ごとに分別し、保管している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記を維持する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	-	-
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	-	-
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-	-
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	-
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組）			
食品残渣については全量再生利用業者への処分委託を行っており、ビニール包材等についても汚れの有無を選別し、綺麗なものについては再生利用業者へ委託している。			

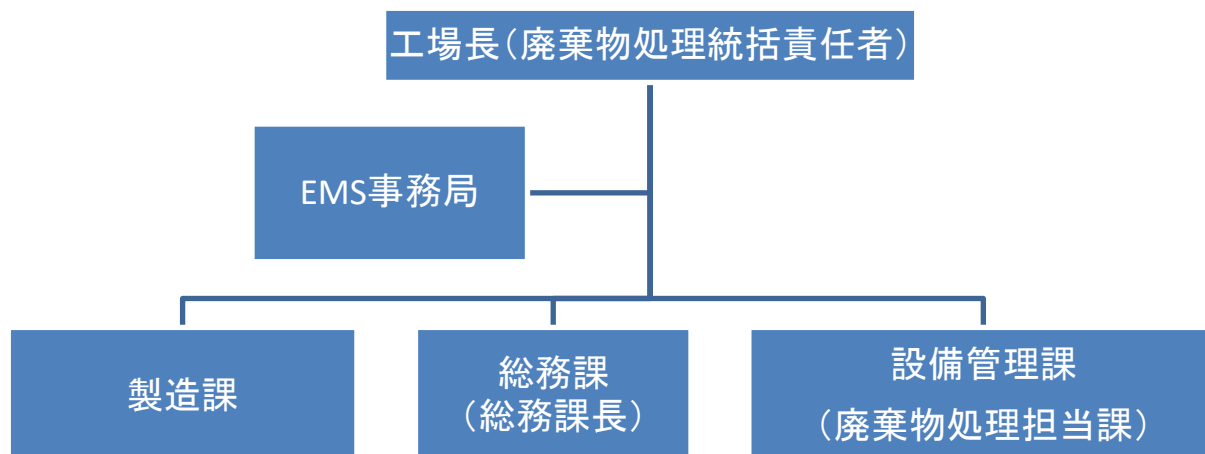
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
出来る限り優良認定処理業者から選定するとともに、処理業者担当者と週1回の打ち合わせを行い、必要に応じて処理業者の視察を行っている。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類 現状と計画	動物性残さ		汚泥		廃プラスチック		金属くず		廃油	
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
排出量	233.7 t	222.0 t	7,264.9 t	6,901.6 t	78.2 t	74.3 t	13.7 t	13.0 t	0.3 t	0.3 t
これまでに実施した取組										
今後実施する予定の取組										
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項										
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量										
これまでに実施した取組										
今後実施する予定の取組										
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量										
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量			6,849.3 t	6,506.8 t						
これまでに実施した取組	汚泥を脱水機にて脱水後、水分は下水放流している。									
今後実施する予定の取組										
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項										
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量										
これまでに実施した取組										
今後実施する予定の取組										
産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
全処理委託量	233.7 t	222.0 t	415.6 t	398.8 t	78.2 t	74.3 t	13.7 t	13.0 t	0.3 t	0.3 t
優良認定処理業者への処理委託量			55.1 t	52.3 t	50.5 t	48.0 t				
再生利用業者への処理委託量	233.7 t	222.0 t	360.5 t	342.4 t	26.1 t	24.8 t	13.7 t	13.0 t		
認定熱回収業者への処理委託量										
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					1.3 t	1.2 t			0.3 t	0.3 t
これまでに実施した取組										
今後実施する予定の取組										

廃棄物管理体制図



担当者	業務内容
廃棄物処理統括責任者	当事業所における廃棄物の発生及び適正処理に関するすべて
廃棄物処理担当課	廃棄物処理計画の策定、処理業者の調査、選定、管理、監督等
総務課	マニフェスト伝票の交付、管理、処分業者との締結、管理等を行う